## 災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定書

上田市(以下「甲」という。)と社会福祉法人 まるこ福祉会(以下「乙」という。)とは、上田市内に地震、風水害その他の災害等が発生した場合(以下「災害時等」という。)における支援が必要な高齢者等及び障がい(児)者(以下「要配慮者」という。)の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、災害時等に甲が乙の運営する障害福祉サービス事業所、障害者グループホーム及び特別養護老人ホーム等各施設において、要配慮者の緊急受入れを実施するよう乙に対し協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(緊急受入れの要請及び受諾)

- 第2条 甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。
  - (1) 住宅等で被災した避難行動要支援者の緊急受入れ
  - (2) 上田市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要配慮者の二次的避難のための緊急受入れ
- 2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請 事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

(緊急受入れの期間)

第3条 乙が緊急受入れを実施する期間は、前条第2項の規定による受入れをした日から起算して30日を経過する日までのうち、甲が要請した期間とする。ただし、期間延長が必要な場合は、甲乙協議の上、その期間を延長することができるものとする。

(手続き等)

- 第4条 甲は、第2条第1項の規定により緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ 可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、 緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。
  - (1) 受入れを要請する要配慮者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等
  - (2) 受け入れられた要配慮者の身元引受人の氏名、連絡先等
  - (3) 受入れ要請期間

(対象者の移送)

- 第5条 緊急受入れの対象となる要配慮者(以下「対象者」という。)の移送は、対象者の家族又は介助者(以下「家族等」という。)により行うことを基本とする。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲が乙の指定する施設への移送を行うように努めるものとする。
- 2 乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲で移送について協力するよう努めるものとする。

(介助者の確保)

- 第6条 乙は、緊急受入れの実施にあたり、対象者の介助者と協力して生活支援を行う。
- 2 乙は、対象者の受入れにあたり、介助者に不足が生じると判断したときは、速やかに甲に連絡するものとする。
- 3 甲は、前項の規定による連絡があった場合には、他の施設に協力要請を行うなど、介助者の 確保に努めるものとする。

(必要物資の範囲)

- 第7条 甲は、乙が緊急受入れを実施するにあたり、乙からの通知に基づき次に掲げる必要物資 を調達するものとする。ただし、甲が緊急対応等により調達が困難な場合は、この限りでない。
  - (1) 食料
  - (2) 飲料水
  - (3) 衛生用品
  - (4) 医薬品
  - (5) その他乙が必要とする物資

(必要物資の引渡し等)

- 第8条 甲は、乙に対し必要物資を次に掲げる方法で引き渡すものとする。
  - (1) 甲の指定する場所での引渡し
  - (2) 乙の各施設への直接配送

(緊急受入れ可能人数等に係る協議)

- 第9条 甲及び乙は、本協定締結後、各施設における対象者の受入れ可能人員及び災害時等の対象者への支援者等の確保に係る計画について協議を行うものとする。
- 2 前項の協議の結果について、毎年度当初に甲及び乙が確認するものとする。

(費用の負担)

- 第10条 乙が対象者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。
- 2 前項の費用の額は、甲乙協議の上、決定する。

(情報共有)

- 第11条 甲及び乙は、対象者の受入れを速やかに行うため、平時から必要な情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。
- 2 乙は、甲が関係行政機関に対し、前項の規定による必要な情報提供を行うことに同意をするものとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 乙は、乙の施設で対象者の緊急受入れを行うために知り得た個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の関係法令の規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(協定の有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、甲又は 乙から期間満了1か月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協 定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

(その他)

第14条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印又は署名のうえ、各1通を保有する。

令和7年9月26日

長野県上田市大手一丁目11番16号 甲 上田市 上記代表者 上田市長 土 屋 陽 一

長野県上田市長瀬2885-3 乙 社会福祉法人 まるこ福祉会 上記代表者 理事長 栁 澤 正 敏